

令和元年7月25日

総合政策局運輸審議会審理室

「北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃及び料金の 上限変更認可申請事案」に関する答申について

令和元年5月15日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、認可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（答申結果は別添のとおりです）。

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表しています。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]
総合政策局運輸審議会審理室 富田、青木
(直通) 03-5253-8810、(FAX) 03-5253-1676

[旅客運賃の設定に関する問合せ先]
鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 中田、鍋釜
(代表) 03-5253-8111 (内線 40652, 40634)
(直通) 03-5253-8543、(FAX) 03-5253-1633